

強度行動障害支援者養成研修事業者の指定に関する事務取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成 29 年 8 月 3 日障発 0803 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「運営要領」という。）の 10 の規定による強度行動障害支援者養成研修の研修事業者の指定（以下「研修事業者の指定」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 指定に係る研修

この要綱が規定する研修事業者の指定に係る研修は、「地域生活支援事業の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、都道府県地域生活支援事業の「サービス・相談支援者、指導者育成事業」における「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」及び「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」として位置づけられているものとする。

3 指定の基準

研修事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 事業実施者に関する要件

ア 2 に規定する研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び当該事業の安定的運営に必要な財政基盤を有する者であること。

イ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

(2) 事業内容に関する要件

ア 運営要領及びこの要綱に定める内容に従い、研修事業を継続的に毎年 1 回以上実施すること。

イ 研修カリキュラムが、運営要領別紙 1 又は別紙 2 に定める内容に従ったものであること。なお、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することは差支えないこと（ただし、基礎研修については 2 ヶ月、実践研修については 4 ヶ月の範囲内で修了すること。）。

ウ 研修講師について、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、強度行動障害支援者養成研修を教授するのに適当な者の中から、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。なお、厚生労働省又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修（指導者研修））を修了した者が含まれることが望ましいこと。

エ 講義を通信の方法によって行う研修にあつては、アからウまでに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- ① 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。
- ② 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。
- ③ 面接指導の時間数は、基礎研修及び実践研修それぞれ1時間以上であること。
- ④ 面接指導を行うのに適切な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

(3) 研修受講者に関する要件

ア 研修受講者に研修内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

- ① 開講目的
- ② 研修事業の名称
- ③ 実施場所
- ④ 研修期間
- ⑤ 研修カリキュラム
- ⑥ 講師氏名
- ⑦ 研修修了の認定方法
- ⑧ 開講時期
- ⑨ 受講資格
- ⑩ 受講手続（募集要領等）
- ⑪ 受講料等

イ 研修の出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し、10年以上保存すること。

(4) その他の要件

ア 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。

イ 障害のある受講者に対しては、研修会場等の配慮を行うよう努めること。

ウ 研修受講者に対して、人権の尊重について理解させるよう努めるとともに、研修において知り得た秘密の保持について、十分留意するよう指導すること。

エ 研修の時間帯、曜日については、受講者が受講しやすいよう適宜配慮すること。

4 指定の申請手続等

(1) 研修事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる必要事項を記載した指定申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の職氏名及び住所）

イ 研修事業の名称及び実施場所

ウ 事業開始予定年月日

- エ 学則等
- オ 研修内容（基礎研修・実践研修の別）及びカリキュラム
- カ 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別
- キ 研修修了の認定方法
- ク 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目
- ケ 申請者の資産状況
- コ その他指定に関し必要があると認める事項

(2) 申請者が法人である場合は、指定申請書に定款、寄付行為その他の規約を添付しなければならない。

(3) 知事は、指定の申請があった場合には、3の指定の基準を満たしているか否か必要な審査を行い、その基準を満たしていると認めるときは、当該申請のあった者を研修事業者として指定し、書面にてその旨を通知するものとする。

(4) 研修事業者として指定を受けた者（以下「指定研修事業者」という。）は、申請内容に変更を加える場合には、あらかじめ次に掲げる必要事項を記載した申請内容変更届（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない（なお、(1)のオからキの事項に変更を加える場合には、その変更について知事の承認を受けなければならない。）。

- ア 変更の内容
- イ 変更の時期
- ウ 変更の理由

5 事業計画書及び事業実績報告書の提出

(1) 指定研修事業者は、毎年度、あらかじめ次に掲げる必要事項を記載した事業計画書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

- ア 学則等
- イ 研修内容（基礎研修・実践研修の別）
- ウ 日程
- エ 会場
- オ 募集期間及び周知方法
- カ 募集定員
- キ 当該年度の収支予算の細目

(2) 指定研修事業者は、毎年度、研修事業終了後速やかに次に掲げる必要事項を記載した事業実績報告書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

- ア 研修内容（基礎研修・実践研修の別）
- イ 日程
- ウ 会場

- エ 申込者数、受講決定者数及び修了者数
- オ 当該年度における研修事業に係る収支決算の細目
- カ 研修資料

6 修了証書の交付等

- (1) 指定研修事業者は、研修修了者に対して修了証書（基礎研修修了者：別記第5号様式、実践研修修了者：別記第6号様式）を交付すること。
- (2) 指定研修事業者は、研修修了者について、次に掲げる必要事項を記載した名簿（別記第7号様式）を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく知事に提出すること。
 - ア 研修内容（基礎研修・実践研修の別）
 - イ 修了証番号
 - ウ 修了年月日
 - エ 氏名
 - オ 生年月日
 - カ 連絡先

7 休廃止の届出

指定研修事業者は、研修事業を休止し、廃止し、又は再開しようとする場合には、あらかじめ次に掲げる必要事項を記載した事業休廃止等届（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない（なお、廃止の場合には、指定の取消しを受けなければならない。）。

- ア 休廃止又は再開の時期
- イ 休廃止又は再開の理由

8 指定の取消し

- (1) 知事は、指定研修事業者が次の各号の一に該当するときは、研修事業者の指定を取り消すことができる。
 - ア 3の指定の基準に適合しなくなったとき。
 - イ 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
 - ウ 指定申請又は実績報告等において、虚偽の申請又は報告等を行ったとき並びに必要な申請又は報告等を行わなかったとき。
 - エ 研修事業を休止し、2年以内に再開する見込みがないとき。
 - オ 指定研修事業者が解散したとき（個人の場合は、死亡したとき。）。
 - カ 前各号に掲げるもののほか、指定研修事業者の業務に関して、指定研修事業者としての信頼を著しく損なう非行があったとき又は研修事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき。

- (2) 知事は、指定の取消しを行う場合には、当該指定研修事業者に対して、書面にてその旨を通知するものとする。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、研修事業の指定について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月8日から施行する。